

第4章 裁判記録の検討と地主会からの検証要請

第1節 嘉手納裁判（嘉手納基地土地所有権確認等訴訟）

1. 訴訟の概要

（1）事案の概要

本件訴訟は、旧陸軍中飛行場用地の旧地主及びその所有権の承継者らが、同土地の現所有者とされている国を被告として、自らの所有権の確認を求めるとともに、国に対し、同土地を米軍基地として提供していることにより同土地を不法に占有しているとして賃料相当額の損害賠償を求めた事案である。

（2）本件訴訟の争点

本件訴訟の主たる争点は旧陸軍省が旧中飛行場建設用地として地主らから適法な手続によって所有権を取得しているか、すなわち被告国の主張するような地主と旧陸軍省との間に適法な売買契約が存在したか、ということである。

しかしこれに付随してその他の争点も認められる。

（3）本件訴訟の結果

1審、控訴審、上告審を通じて、原告ら旧地主の訴えはすべて退けられ、原告らの求めた土地の所有権が原告らに帰属しないことが裁判上確定している。

以下、1審判決、控訴審判決をもとに本件訴訟を概観する。

2. 第1審の概要

（1）当事者の主張の内容

1) 原告らの主張

原告らは、嘉手納飛行場用地として使用されている本件土地の所有者であり、所有権の取得原因についても原告毎に個別に主張。

原告らの主張する各所有地の位置関係が旧日本軍による接收以前の原告らの所有地と一致しないとしても、本件土地の現況は接收前と著しく異なり、接收前の位置、状態を再現することは困難であり、かつ1946年2月28日琉球列島米軍軍政本部指令第121号「土地所有権関係資料蒐集に関する件」等に基づく土地所有権認定作業時に、個々に地番を付されていた多数の土地を小字毎にまとめて単一の地番を付したので、本件土地は、従前の所有者がそれぞれ所有していた土地の面積を持分とする共有地として扱われるべきであり、原告らは、本件土地を共有地として持分権の確認を求める。

被告の本件土地の（無権限）使用

2) 被告国の主張

本件土地は、陸軍沖縄中飛行場（現嘉手納飛行場の一部）用地として、昭和19年に被告（旧陸軍省）が売買によって取得したもので、本件土地の所有権は被告に属する。

本件飛行場用地については、他の五つの飛行場用地とともに、第32軍に属する球第1616部隊経理部によって、次の手順で買収手続きが行われた。

航空写真及び測量等に基づき、買収区域の範囲を定める。

公図・土地台帳から土地調書を作成する。

役場等に地主を集めて、買収を発表し協力を求める。

協議により価格を決定する。

名寄帳を作成し、地主ごとの買収価格を決定する。

地主から土地売渡証書の提出を求めて、所有権移転登記を行う。

地主に売買代金を支払う（村長が受領代理人として旧陸軍から土地代金を一括受領したうえ、各々の地主に対して支払いをした。）

本件土地の取得を直接証明する資料はないが、次のような事情から買収手続きが行われたことが裏付けられる。

球第1616部隊によって買収が行われた六つの飛行場のうち、宮古島及び石垣島関係については、旧陸軍飛行場の買収に関する資料が保管されており、これらの資料によれば、旧陸軍による買収は適正に行われていたことがわかる。特に、昭和19年10月11日付けの球第1616部隊経理部長から八重山郡大濱村長あて「土地代価ノ支払ニ関スル件通牒」によれば、通牒先として本件土地の所在する北谷村長が含まれており、かつ、昭和19年10月頃には土地代の支払い及び登記手続きの段階にあったことが記載されている。

「飛行場又は施設の調査書」において、1952年当時の嘉手納村長、同土地課長、同土地課主任が、売買契約の存在と代金支払いの事実を認めている。

本件土地は旧陸軍と地主との間で協議のうえ、土地売渡価格及び耕作物補償料を定める等して、売買契約を締結し、これにより被告が有効にその所有権を取得したものである。

沖縄県においては、一部離島を除き、土地登記簿等が戦災により灰燼に帰してしまっただため、戦後、土地所有権認定作業が行われ、本件土地は被告の所有と認定され、1951年4月1日付けで所有権証明書が交付された。そして被告を本件土地の所有権者として認定することにつき何人からも異議申し立てがなかったこと及び被告以

外の者から本件土地に関する土地所有権申請書の提出がなかったことが明らかであり、当時においては、本件土地の所有権が被告に属することにつき何らの疑義もなかった。

3) 被告国の主張に対する原告らの反論

本件土地の接収につき、昭和19年2月ないし3月ごろ沖縄県知事が北谷村を訪れ、村長に対し飛行場建設計画を説明し、村当局に協力を要請したこと、その後まもなく陸軍将校が村役場に来所し、村役場勤務の者が関係地主を訪問して、飛行場建設計画の説明を行うとともに、口頭で農作物撤去を指示したが、土地の売買については何らの話もないまま、昭和19年4月初旬頃から陸軍によって飛行場建設工事が開始された。土地の売買について個々の地主との交渉はなく、その承諾なしに飛行場建設工事が開始されたのである。

戦後の土地所有権認定作業は、米軍占領下においてその土地施策（基地構築のため）の緊急性のために拙速になされ、不正確なものである。本件土地に関しては、土地所有権委員が調査測量のため現地に赴いたところ、米軍によって杭打ちがなされており、戦前の北谷村役場に勤務していた者から「旧飛行場部分は測量する必要がない」と言われ、調査測量を中止したことから当該部分については図面が作成されず、委員会から村長に対する報告もなされていない。

土地台帳に本件土地が「日本政府」の所有として表示されたのは、のように、土地図面の作成がなされず、土地所有権委員会による調査報告もなされないまま、土地台帳に誤った登載がなされたことによるものである。登記簿表題部の所有者欄の「日本政府」の記載も同様であり、無効な記載である。

(2) 裁判所の判断（理由）

1) 本件の特色

本件土地は、旧中飛行場建設のための工事、沖縄戦における戦火とこれに引き続く米軍による接収、嘉手納飛行場（基地）拡張工事等により、その形質を一変し、戦前の形状を全くとどめていないこと、沖縄戦によって土地の登記簿、公図等が滅失してしまったため、戦後行われた土地所有権認定作業の際、本件土地は、戦前は個々に地番を付された多数筆の土地であったものを小字毎にひとまとめにして単一の地番を付し、7筆の土地として表示されたうえ、いずれも「日本国」又は「日本政府」を所有者として認定した土地所有権証明書が被告に交付され、各登記簿の表題部の所有者を「日本政府」とする表示登記がなされている。

原告らが第1次にそれぞれの単独所有と主張する土地は原告らにおいて独自に仮地番を付したもので、これらの土地が原告ら又は原告らの前主が昭和19年4月頃に

所有していた土地と位置・形状・面積において同一性のある土地であることについて原告らがその立証に成功したものは到底認め難いところであり、他方、本件土地が関係原告らの共有であるとの原告らの第2次主張も、その根拠が薄弱であるといわざるを得ない。前記認定のような特異な事情の下にある本件においては、原告らの立証に多くの困難が伴うことはおのずから明らかであるけれども、事柄が土地の所有権である以上、前記土地の同一性の点を含めて、原告らの立証の程度が本件に限り軽減されてよい理由はないと考えられる。

しかし、本件においては、被告が昭和19年当時の所有者らから本件土地を旧中飛行場として買収したことを被告において主張しており、右主張事実が認められれば、取りも直さず原告らの所有権が認められないことに帰着し、原告らの本訴請求はいずれも理由がないことになるので、原告らの所有権取得原因についての検討を省略し、被告の主張の当否について判断する。

2) 本件土地買収の存否

旧陸軍による用地買収の手続き

買収関係書類が戦火によって消失せずに現存している旧野原、旧洲鎌、旧白保の各飛行場の用地買収は概ね被告主張のような手続きによって行われたものと認められる。

買収代金の支払いについては、球第1616部隊経理部長名義の昭和19年10月11日付「土地代價ノ支拂ニ関スル件通牒」が発せられ、買収予定区域の各村長を受領代理人として土地代金の総額の約5分の4を前払金として一括交付し、これを各村長を通じて正当な債権者(売主)たる土地所有者に支払うよう依頼した。各村長は、右通牒に従い、各地主に対する買収代金の支払いをした。もっとも、右通牒によれば、土地代価については、臨時資金調整法により国債の購入又は長期据置貯金を実施させ、現金の交付は負債整理等特別の必要のある額に限定することが指示されていた。かくして、旧野原、旧洲鎌、旧白保の各飛行場のすべての用地について陸軍省を取得者とする所有権移転登記が経由された。

本件土地についての買収手続

旧伊江島飛行場及び中飛行場についての旧陸軍の用地買収手続に関する資料は現存していないことが認められるけれども、右飛行場を含む6飛行場の建設がほぼ同時期に実施され、しかもその用地買収が同じ球1616部隊経理部によって行われたことは前示のとおりであり、前記通牒に、通牒先として、旧野原、旧洲鎌両飛行場の所在地である下地村、旧白保飛行場の所在地である大濱村等の各村長のほか、旧伊江島飛行場の所在地である伊江村及び中飛行場の所在地である北谷村の各村長が掲げられているところからしても、旧伊江島飛行場及び旧中飛行場についても、前示認定の旧野原飛行場等と同様の手続きにより用地買収が行われたものと推認す

ることができる。

終戦後、1948年4月7日軍政府布告第7号「財産の管理」に基づいて米国民政府財産管理官が国有財産（同布告によれば「米国以外の国家」の財産をいうものとされているが、わが国の国有財産がその対象であったことは明らかである。）を管理することとなり、国有地の所在を把握、確認するための調査が行われたが、米国民政府財産管理課調査官が、1952年4月9日、当時の嘉手納村長、同土地課長、同土地課主任に対して飛行場又は施設についての調査を実施した際、右3名が回答したのが「飛行場又は施設の調査書」であるが、右調査書によれば、旧日本陸軍の旧中飛行場は、昭和19年7月に完成し、沖縄戦によって米軍が占領するまでは旧日本陸軍の「球部隊（球連隊）」によって使用されていたこと、右飛行場の建設用地14万5,347坪は日本政府が坪当たり2円50銭で各所有者から購入し、所有権は譲渡書面又は他の何らかの法律書面（法的書類）によって移転したこと、代金の支払いは、当時の北谷村役場土地課長の「ヤマガワ・チョウエイ」が受領し、同人が各個の土地所有者に支払い、又は支払うことになっていたこと、代金全額の支払いを受けた者は、その約8割を現金、約2割を戦時国債で受領したこと、少数の土地所有者は、戦時中の情勢のために代金を受領しなかったこと、戦後、「ヤマガワ・チョウエイ」が北谷村の名義で村有資産として2万円を貯金したが、このうちいくらが飛行場用地購入に関して支払いを受けなかった所有者個人に属するかは不明であること、右の飛行場用地14万5,347坪は、7筆の土地として所有権証明書が発行されているが、琉球における所有者から所有権の主張がなされたことはなく、調査の時点では日本政府からの所有権主張もないため、右所有権証明書は嘉手納村役場に保留されていること、しかし、村の記録には日本国政府財産として記載されていること、が明記されている。

琉球政府法務局長が1968年7月11日付で各市町村長あてに発した「第2次大戦中旧日本軍に買上げられた土地の実情について」と題する照会に対し、当時の嘉手納村長は、「しかして、以上の土地は買上げられて国有地となった」旨の報告をした事実が認められる。

してみると、戦後に行われた米国民政府財産管理課の調査によっても、また、琉球政府の調査によっても、本件土地は、旧日本陸軍の旧中飛行場建設用地として当時の所有者らから買収され、被告がその所有権を取得したものであることが明らかであったといわねばならない。

1970年3月ごろ、嘉手納村軍用地等地主協会が、旧中飛行場の建設用地として土地を提供した原告ら地主を対象に、土地所有権の喪失理由、代金受領の有無等についてアンケート調査し、「土地所有権喪失申請書」を取りまとめたが、その際回答した72名のうち9名が土地代金の全額を受領したと回答し、54名が土地代金

の一部を受領したと回答していること(ただし、前者のうち5名、後者のうち15名が、受領した土地代金の一部を強制貯金させられた旨述べている。)等の事実が認められる。

右事実によれば、原告ら地主の多数の者は、アンケートを求められた時点においても、本件土地の土地代金を受領したことを明確に認めており、アンケート調査の結果は十分信用できる。

以上を総合すると、本件土地は、遅くとも昭和19年中に、旧中飛行場の建設用地として、旧陸軍省(球1616部隊経理部)によって当時の所有者らから私法上の売買契約に基づいて買収され、その買収代金の全額又は一部が各売主に支払われた事実を優に認めることができる。

3) 土地所有権認定手続

本件土地についての所有権認定手続について次の事実が認められる。

嘉手納町字屋良亀甲原及び同町字野里大城原所在の私有地については、各字土地所有権委員会において、所有者の申請に基づいて測量を実施し、その結果に基づき1筆限調書が作成された。しかし、戦前北谷村の副収入役をしたことのある者から右1筆限調書の提出を要しないとの指示を受け、字屋良亀甲原に属する本件土地の一部21筆1万1,875坪について「日本国有」であることを理由に1筆限調書の記載を抹消し、字野里大城原に属する本件土地の一部92筆5万0,496坪についても、「日本軍飛行場のため調書へ計上せり」と記入して1筆限調書から削除する措置がとられた。また、字屋良、字野里等の旧中飛行場周辺の各字土地所有権委員らが1947年末頃測量のため現地に集まった際、右者から、旧飛行場敷地は国有地であるから測量、調査が不要であるとの説明を受けたため、杭打ちのなされていた旧飛行場敷地を除外して、測量調査を行った。村土地所有権委員会は、調査の結果本件土地が国有地であるとの判断に達し、村長にその旨報告した。そして、本件土地が被告の所有地であることを証明する旨の土地所有権証明書は、特別布告第36号の定めるところに従い、1951年3月1日から同月30日までの30日間嘉手納村役所において一般の縦覧に供されたが、何人からも異議申し立てがなかったので、嘉手納村長は同年4月1日付で土地所有権証明書を作成した。もっとも、右土地所有権証明書は直ちに被告に交付されることなく、嘉手納村役場がこれを保管していたが、その後、1948年4月7日軍政府布告第7号「財産の管理」に基づいて国有地を管理するものとされた米国民政府財産管理官に交付された。そして、右土地所有権証明書に基づき、本件土地について、「日本政府」を所有者とする表示登記がなされ、土地台帳にも同様の記載がなされた。

原告らにおいては、その本人又は身内の者が本件土地内に所有地が存するとして所

有権認定申請手続に及ぼうとしたが、国有地であるとの理由で右手続が途中でとどめられ、結局被告の所有であるとの土地所有権認定がなされるに至ったにもかかわらず、特別布告第36号及び布告第8号所定の不服申し立ての手続をとらなかったこと、原告らの中には、他の所有地については適法に所有権認定申請をして土地所有権証明を得ながら、旧中飛行場敷地となった旧所有地については所有権認定申請をしていない者が少なくないことが認められる。

以上の事実によれば、戦後の土地所有権認定作業において、本件土地所在地域の土地の事情に精通している5名の委員からなる嘉手納村土地所有権委員会が、調査の結果本件土地を被告の所有であると認め、その報告に基づき嘉手納村長が前記土地所有権証明書を発行したのであって、当時これについて異議を申し出た者がなかった事実をも併せ考慮すると、本件土地が旧中飛行場建設用地として買収され、被告の所有となっていたことについて当時の関係者の認識が一致していたことを如実に物語るものというべきである。

4) 結論

本件土地は、遅くとも昭和19年中に、旧中飛行場建設用地として、旧陸軍省によって当時の所有者らから私法上の売買契約に基づいて買収され、被告がその所有権を取得したものと認められるから、本件土地が原告らの所有であるとの原告らの主張は理由がないことに帰着する。

そうとすれば、本件土地の所有権が原告らに帰属することを前提とする原告らの本訴請求は、その余の点について判断を加えるまでもなく、いずれも理由がないから、これを棄却すべきである。

3. 第1審判決に対するコメント

(1) 第1審判決の考え方

第1審判決は、次のような考えに立っている。すなわち本件訴訟は土地所有権の確認を求める裁判である。所有権確認訴訟の基本構造は、自らが所有者であると主張する者(原告)がその所有権の取得原因も含めてその主張・立証責任も負っている。このような主張立証が認められたとき、相手方(被告)は原告の所有権喪失事由を抗弁として主張・立証しなければならない。本件訴訟においては被告の抗弁事由として私法上の売買契約が主張されており、この点の立証ができれば旧地主から被告国が適法に本件土地を買受けたのであるから原告らは所有権を喪失しているので、原告らの請求は理由がなくなる。

ところで、通常の所有権確認訴訟であれば上記のような理解で裁判所の判断が進められるのであるが、本件の場合、そもそも上記のような判断をする前に、原告らが本件訴訟において確認を求めている土地と昭和19年当時原告らが所有していた土地が同じかどうかという同一性の問題があった。裁判所がわざわざ「本件の特色」として1項を設けて判断

しているのもこの問題を避けて通れなかったからである。今次大戦によって沖縄の土地の地籍は不明確なものとなり、本件訴訟においても原告らは自ら独自の図面を作成してその所有と主張する土地を特定し、当該土地の所有権確認を求めたのであるが、第1審裁判所は、原告らが所有権確認を求めている土地が昭和19年当時原告らが所有していた土地と同一であるとの立証に原告らは成功していないとしたうえで、しかしながら本件の上記のような特色に鑑み、被告の抗弁事実である売買の事実が認定できれば原告らの所有権は認められない関係にあるとして、原告らと被告国との本件土地の売買契約の有無について検討し、当該売買契約の存在を認定して、原告らの所有権を否定したものである。

(2) 上記考え方の当否

基本的に上記のような第1審判決の論の進め方は所有権確認訴訟においてごく一般的に承認されている考え方であり、異論をはさむ余地はない。むしろ、土地の同一性の立証に成功していないのであれば、後に控訴審判決が述べているように、この点で原告らの請求は失当との判断を免れないのであるから、この点を理由として原告らの請求を棄却してもよかつたはずである。にもかかわらず、第1審判決があえて被告が立証責任を負担している売買の事実はまだ踏み込んで判断したことの是非である。思うに、この点について裁判所は判断せざるを得なかったのではないかと考えられる。その理由は、第1に、この点が本件訴訟の大きな争点の一つとなっていたからであり、この点について裁判所の判断を示さなかったならば「肩透かし」であるとの批判を受けざるを得ないこと、第2に、被告国が主張する本件土地の所有権の取得原因が原告らからの売買である以上、この点に関する裁判所の判断が示されなかったら、結局本件土地の現所有者について裁判所の判断が示されなかったことになり、紛争の蒸し返しが生ずるおそれがあるからである。いずれにしても、第1審裁判所が売買の存否にまで踏み込んで判断したことは正当であったと考えられる。

4. 控訴審の概要

(1) 原告らの控訴

原告らは、第1審の判決が不当であるとして、自らの請求の認容を求めて控訴した。原告らの主張する第1審判決の不当性(控訴理由)は多岐にわたるが、概略次のとおりである。

1) 土地の同一性の問題

本件係争地を特定するために原告らが作成した図面等は、「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」(土地明確化法)に定められた作業手順に準じて作成されたものであるから、これに表示された本件土地は、控訴人(原告)ら又は控訴人らの前主が昭和19年4月ごろに所有していた土地と位置・形状・面積において同一性があるというべきである。

2) 旧野原、旧洲鎌、旧白保の各飛行場用地の手続を本件売買の根拠とした点

「土地代價ノ支拂ニ関スル件通牒」は、旧中飛行場とほぼ同時期に建設された旧東飛行場（西原飛行場）の所在地である西原村及び浦添飛行場の所在地である浦添村の各村長にも送られているところ、右通牒のあて先として掲げられている西原村及び浦添村については、飛行場用地としての買収手続は行われておらず、右両飛行場の敷地は国有地とも認定されていないから、右通牒のあて先に北谷村の村長が掲げられていることを理由に、本件土地の買収手続が行われたものと推認することはできず、かえって、本件土地の買収手続はなされなかったと推認するのが合理的である。

3) アンケート調査の問題

地主会のアンケート調査において代金の受領等の回答があったのは、本件土地は実際には買収されておらず、その代金の支払も受けていなかったにもかかわらず、当時の総務長官から、地主であることを証明するため土地代金は一部受け取ったことにした方がよいとの示唆があったので、アンケート調査の内容を代金の一部受領と訂正したもので、アンケート調査の結果をもって売買の成立を推認させるものではない。

4) 土地所有権申請手続きについて

特別布告第36号及び布告第8号に基づいて、本件土地について被控訴人を所有者として作成された土地所有権証明書の効力を争う訴訟においては、布告第7号により米国民政府財産管理官を被告としなければならないことになるが、1950年琉球列島米国民政府本部特別布告第38号「民裁判所制度」、1952年琉球列島米国民政府布令第58号「琉球裁判所制度の民事裁判権」及び1957年6月5日付け、「琉球列島の管理に関する行政命令」により琉球政府の裁判所は、日本復帰のときまでアメリカ合衆国政府又はその機関に対する裁判権を保有することはなかったのであるから、特別布告第36号及び布告第8号においては、訴訟手続によって土地所有権証明書の効力を争うことができるように規定していても、被控訴人が所有者として作成された土地所有権証明書の効力を争うことは、手続法上これができないことになっていたのであり、控訴人らが本件訴訟以前に被控訴人の所有権を争わなかったからといって、直ちに被控訴人の所有権を認めていたことにはならない。

5) 不在者との売買契約の成否

昭和19年当時本件土地所在地に不在であった者との売買契約の存否につき、第1審判決はその成立を認めることについて十分な理由を述べているとはいえない。

6) 本件売買の効力

仮に売買契約が存在したとしても、本件土地の売買代金は支払われておらず、強制的に接收されたものであって、本件売買契約は控訴人らの意思に基づかないものであるから、

無効である。

(2) 控訴審の判断

1) 土地の同一性の問題

土地明確化法は、土地の位置境界の確認という形式をとりながら、その実質は土地の位置境界の確定を関係所有者全員が参加してする和解方式で行うことを立法により是認したものであり、したがって、もとの所有地と異なる位置に新しい所有地が協議により定められ、それが、実質上もとの所有地と連続性のあるものとみなされる効果は、土地明確化法に基づく手続によった場合にのみ認められるものと解すべきであり、控訴人の主張は採用できない。

2) 他の飛行場用地の手続との関係

旧陸軍は、西原村に西原飛行場を、浦添村に浦添飛行場を建設していたこと、「土地代價ノ支払ニ関スル件通牒」には、あて先として下地村、大濱村、伊江村、北谷村の各村長のほかに西原飛行場の所在地である西原村、浦添飛行場の所在地である浦添村の各村長が掲げられていること、沖縄民政府は、1949年4月19日付け財第140号「旧日本軍飛行場敷地に対する土地所有申請に就いて」と題する書面によって、関係各村長あてに旧日本軍飛行場敷地の土地代金の一部しか受領していないことの確証ある地主については土地所有権申請をさせるよう促したところ、西原村は、関係者の調査を行い、該土地の筆数、坪数及び各個人に対する代金の既払、未払の各金額並びに買収単価は坪当たり4円20銭（一部については坪当たり5円50銭）で代金の大半を受領しているという内容の調書を作成し、その旨の報告をしたこと、米国民政府琉球財産管理課は、1952年5月関係村に所有権調査を行ったところ、当時の西原村長及び買収当時の役場書記の両名は、同月7日琉球財産管理課長あてに「当時日本軍が西原飛行場施設に該関係土地を買上げたときは前所有者は土地登記をするため登記書類一切を司法書司を通じて日本軍に名義移動をするため首里登記所に提出されるようになっていた。私達は日本軍が土地買上げ当時共に当地に在留しておりました。私（現村長）は当時日本軍に土地を売り以上述べたような方法で手続をしましたことを知っている範囲内で証明致します。」と記載した証明書を提出したこと、なお、前記西原村作成の調書中、売渡所有者の中には村長も名を連ねていること、ところが、西原村は、沖縄民政府や米国民政府には前記のような報告書や証明書を提出しておきながら、他方では、西原飛行場敷地の旧地主に、1951年4月1日付けの土地所有権証明書を交付したため、旧地主名義の登記が経由されてしまい、西原飛行場敷地の所有権の帰属をめぐって米国民政府と西原村、旧地主らとの間で、紛争が生じたこと、米国民政府は、西原飛行場敷地は旧陸軍が買収した土地であるから国有地である旨主張したのに対し、西原村は買収されていない旨主張し、旧地主らは異議申立てをして争ったので、結局、米国民政府は、西原飛行場敷地の管理解除をなしたこと、浦添飛行場敷地の所有権の帰属についても、米国民政府との間で紛争が生じ、同民政府は浦添飛行場敷地も旧陸軍が

買収した土地であるから国有地である旨主張したのに対し、浦添村は買収されていない旨主張して争ったので結局、米国民政府は、浦添飛行場敷地についても管理解除をなしたこと、右の事実によれば、西原飛行場及び浦添飛行場の両敷地は、もと旧陸軍によって買収されて国有地となっていたものと推認されるところ、米国民政府と旧地主らとの間に右両飛行場敷地の所有権の帰属をめぐって紛争が生じ、結局、米国民政府は右両飛行場の管理解除をしたため、右両敷地は現在国有地として引き継がれていないというに過ぎず、右両敷地について、飛行場用地としての買収手続がなされなかったことを前提とする控訴人らの前記主張は採用することができない。

3) アンケート調査の問題

アンケート調査によれば、土地代金の一部を北谷村信用組合に貯金させられた旨の回答が多数あり、前記通牒の内容と矛盾するものではない。

4) 土地所有権申請手続きについて

控訴人ら主張のとおり、本件土地について日本国を所有権者として発行された土地所有権証明書の効力を争う場合には、布告第7号による財産管理官を被告としなければならぬが、右特別布告第38号、布令第58号及び琉球列島の管理に関する行政命令により、琉球政府の裁判所は、日本復帰のときまでアメリカ合衆国政府又はその機関に対する裁判権を有してなかったから、特別布告第36号及び布告第8号において、訴訟手続によって土地所有権証明書の効力を争うことができるように定めていても、日本国が所有権者と記載された土地所有権証明書の効力を争うことは、訴訟手続上不可能であったことが認められるけれども、右事実をもってしても、前記の認定判断を左右するものではない。

過去における控訴人らの本件土地返還運動の内容をみると、嘉手納村軍用地地主協会は、1971年10月、大蔵大臣らに対し本件土地所有権の返還を求める要請書を提出しているが、その内容は、旧陸軍による本件土地の買収を認めた上で、地主が戦時下の国策に協力したにもかかわらず、代金の全部又は一部を受領していないことないしは半強制的に国債を購入させられた事情を訴えて本件土地の返還を要請するものであったことが認められる。右の事実は、前記控訴人らのアンケート調査結果と相まって、本件訴えを提起する以前の段階における控訴人らの認識を窺わせるものといわなければならない。

5) 不在者との売買契約の成否

不在であったと主張する26名のうち6名につき不在者でない者と認定。その理由については、たとえば戸籍の記載内容自体から在村の事実が推認され、戸籍の記載内容の誤りを主張する場合、仮戸籍の申告に関する正確性に関し、その正確性を問題とするときでも、戸籍の記載自体からその誤認が明白である場合を除き、控訴人らにおいて、戸籍の記載が誤りであることを客観的資料により明らかにしない限り、戸籍の記載をもって一応真実であるとするほかはないと述べる等して在村の事実を認定。

不在者であると認められた者に対する買収手続については次のとおり認定した。

旧陸軍省は、昭和16年から同17年当時、西表島においては、不在地主との間の用地買収手続を電報又は郵便による方法によって行っていたものと推認することができる。旧海軍省は、昭和18年から同19年当時、宮古島において不在地主との間の用地買収手続を行うに当たっては、父母等の近親者を不在者の代理人として取り扱っていたものと推認することができる。球1616部隊経理部は、昭和19年10月以降においても買収価格の確定や所有権移転登記手続を行っており、那覇地区裁判所嘉手納出張所は、同年12月中も登記事務を行っていたこと、電報及び郵便業務は、遅くとも昭和20年2月初旬ころまで行われていたことは明らかである。不在者と認めるべき20名については、いずれも本件土地の管理を父母、妻、兄弟等その親族に委ねていたと認められるか、そう推認するのが相当である。旧陸軍省は、昭和16年ないし17年当時ではあるが、西表島において、電報又は郵便による方法によって不在地主との間の用地買収手続をしており、沖縄本島においては、昭和20年2月初旬ころまで電報・郵便の業務が続けられていたこと、旧海軍省は、昭和18年から19年当時、宮古島において、不在地主の父母ら近親者を不在地主の代理人として用地買収手続を進めていること、球1616部隊経理部は、いわゆる10・10空襲以後においても、飛行場用地買収のため、買収価格の確定、名寄帳の作成、所有権移転登記手続を行っていることが認められる。右の事実によれば、昭和19年当時、前記20名の不在者らと旧陸軍省との間の用地買収手続は、電報又は郵便による方法によってなされたか、右の方法によることができない不在者らとの間では、本件土地の買収とほぼ同時期に行われた宮古島における事例と同様に、不在者らから前記各土地の管理を委ねられて、右不在者らの父母、妻、兄弟らにおいて、右不在者らを代理するという方法によってなされていたものと推認するのが相当である。そして、戦前、沖縄を離れて本土、南洋等へ長期に出稼ぎに行く場合や軍人として出征する場合には、留守を守る近親者に自己の財産の管理を依頼するだけではなく、事情によっては近親者がこれを処分することも委ねていたと解せられるところ、「滅私奉公」、「一億一心」、「一木一草も戦勝に捧げん」などの言葉に象徴されるように、当時の国民は、戦争目的貫徹のため国家や軍にあらゆる協力を要請され、国民も一致してこれに応えていたという当時の社会情勢を総合考慮すると、前記不在者らは、祖国を守る航空基地建設のためならば、自らが父母、妻、兄弟らに管理を委ねていた前記各土地を、これら近親者が不在者を代理して旧陸軍省に売り渡す権限をも授与していたものと推認するのが相当である。旧陸軍省は、昭和19年当時、右不在者とされる者らとの間においても、不在者らの前記各土地について適法に買収手続をなしたものと認めるのが相当である。

6) 本件売買の効力

仮に控訴人らが本件土地の売買代金の支払を受けていなかったとしても、売買契約が成立したものと認められる限り、代金支払の如何は、契約の成否に直接の影響を及ぼすものではなく、また、旧陸軍省による明示又は暗黙の強迫によって、控訴人らの意思決定の自由

が全く奪われた状態で本件土地の売買がなされたというのであれば、当該意思表示は当然無効であると解されるけれども、先に認定したような昭和19年当時の緊迫した社会情勢を考慮しても、本件土地の売買契約が締結された当時、控訴人らが意思決定の自由を完全に失った状態で承諾の意思表示をしたものとは解されない。

(3) 控訴審の結論

控訴が棄却され、1審判決が容認された。

5. 控訴審判決に対するコメント

控訴審判決の判断に関してはかなり困難な問題をはらんでいるように思われるが、しかし明らかに不当というものではないと考えられる。以下、控訴審の争点に沿ってコメントする。

(1) 原告らの控訴理由について

原告らが控訴審において主張した上記事実については、いずれも第1審判決の理由の不十分な点をくまなく突いたものといえ、その意味で考えられる限りの主張・立証を尽くしたものと言えるように思う。それだけに、控訴審判決の結果もまた重く受け止めるを得ないのではないかと考える。

(2) 控訴審における原告らの主張に対する控訴審判決の検討

1) 土地の同一性の問題

土地明確化法に関する控訴審判決の考えは、法律論としては正しいと思う。土地の境界については私人が勝手にこれを定めることができるものではなく、土地明確化法の集団和解方式による境界の確認は、まさしく今次大戦によって灰燼に帰し、その後の米軍の占領・基地建設により土地の境界が不明となった沖縄の土地の境界等に関して、これを特別な立法によって集団和解方式によってその解決を図ろうとしたものであり、もとの所有地と異なる位置に新しい所有地が協議により定められ、それがもとの所有地と連続性のあるものとみなされる効果は同法によらねばならないとするのは当然のことである。したがってこの点に関する原告らの主張を控訴審が排斥したのは当然のことと思われる。

このことは次のようなことを示唆している。

第1に、仮に本件争点となっている土地売買に関して再審事由となるような新証拠が発見されたとしても、土地の同一性に関する問題を解決する方法がない限り、結局売買契約の成否の判断に入る前に原告らの請求は認められないとの結論に達してしまうのではないかとということである。したがって、本件の場合、そもそもこれを訴訟という手段で解決することの困難さ、あるいはその限界というものを示しているのではないかと思われる。

第2に、他の同様の事案に関しても、そもそも土地の同一性の立証に問題がある事案については、これを訴訟によって解決することが適当ではないことをも示唆しているのではないかと思う。

2) 他の飛行場用地の手續との関係

3) アンケート調査の問題

2) 及び3) については、いずれも事実認定に関する問題であり、かつ裁判所の判断が証拠上明らかに誤っているとは考えられない。

4) 土地所有権申請手續

この点に関する控訴審判決の理由付けは不十分ではないかと考えられる。すなわち、土地所有権申請手續がなされていた当時、日本政府を相手方として土地所有権の回復を求める裁判上の手段が封じられていたとするのであれば、当時原告らが本件土地の所有権に関して異議を述べなかったとしても、それは裁判権のないものを相手にしてもどうしようもないのではないかと考えて異議を述べずあるいは訴訟をしなかったと考えることも可能であり、そのことが必ずしも不自然なこととはいえないと思うからである。したがって、この点については裁判所はもう少し意を尽くして理由を述べるべきであったと考える。しかしながらそのことによって直ちに控訴審判決が糾されるべきであるということにはならないと思う。なぜなら、少なくとも原告らは異議を述べることは可能であったのであるから、自らの所有権が否定されているのにこれに対して何らの対抗手段を講じなかったというのは、自らの所有権を否定していたと解される余地を残しているからであり、かつ、裁判所は既に認定した他の間接事実をも斟酌して、上記の様な事実をもってしても判断を左右するものではないと述べているからである。

5) 不在者との売買契約の成否

この点に関する控訴審判決についてはかなり異論があるのではないかと思う。特に裁判所が昭和19年当時不在者であることを認定しながら当該者との間の売買契約の成立を認めたことの是非である。

既に述べたとおり、裁判所は、原告らが確認を求めている土地の同一性についてこれを否定しながら、なお抗弁事由である原告らと被告国との売買を強いて認定したものであるが、売買契約の存否について判断する以上原告らと被告国との間の各個別の売買契約についてその存否を逐一検討しなければならないのは当然である。第1審判決はこの点に関する当事者の主張・立証及び判決の理由が不十分であることは認めざるを得ない。そこで控訴審においては、個別の原告ごとの売買契約の存否を問題とせざるを得なくなったのである。

そして、裁判所が本件売買があったとされる当時明らかに不在者であったと認定した原告らと被告国との売買契約の成立を認めた理由は果たしてこれで十分かとの疑問は

残る。すなわち、控訴審は不在者に関して、当該不在者は本件土地の管理を親族に委ねたものと解するのが相当であり、当時の緊迫した戦時体制の下においては場合によってはその処分権限まで当該土地の管理人に委ねたものと推認されるというが、民法の原則では、不在者の財産管理人は当該管理財産の保存行為及び改良行為に関する権限を有するのみで、処分権限を有することはないからである。したがって、当時の戦時体制を理由にひとくりに管理人が処分権限まで委ねられていたと控訴審判決が認定したことに疑問は残るが、そうはいつでも、既に確定した判決に対してこれを覆すほど明白に誤りであるとはいえない。結論としては、この点に関する控訴審判決の理由については、疑問はあるが、判決が確定している以上やむを得ないと解するほかはないのではないかと。

6) 本件売買の効力

本件売買の効力に関して控訴審判決は、売買契約が成立している以上、代金の支払いの如何は問題とならないこと、売買の意思表示を強制されたものとはいえず、当該売買が無効とはいえない旨判示しているが、この点に関する原告らの主張・立証及び控訴審判決とも抽象的という域を出ていないと思われる。

判決が確定している以上、売買の効力に関して新たに問題とすることは困難であるが、戦後処理の問題を考えるに当っては、本件のように売買契約があったと認定されていても、実際には代金の支払いが一部又は全くなされていない契約が存在した可能性があること、当時、行われた売買契約の実態が、本当に県民の自由意志でなされたというには疑いが残るといわざるを得ない状況にあることを考慮すれば、そのような当時の情勢を十分に配慮した上で、戦後処理問題が論ぜられなければならないと思われる。

6. 控訴審における和解案について

控訴審裁判所は、判決に先立ち当事者に和解案を提示しているがその際、次のように指摘している。

昭和19年当時の沖縄の社会情勢からみて、仮に国が主張するような売買契約が締結されたとしても、それは戦時下における特殊な情勢に基づくもので、任意に、通常の経済取引として行われたとは思われない。僅か1年足らずの差で、米軍の占領により嘉手納飛行場に組み入れられた土地の所有者と比較した場合、あまりに不公平であり、何らかの形で是正されるべきである。

検討に値する提言ではないかと思われる。

7. 上告審について

上告棄却。

第2節 嘉手納・白保地主会からの検証要請

平成15年4月25日、沖縄県知事に対し石垣市長及び嘉手納町長の賛同と両議会での要請決議を添え、嘉手納旧飛行場権利獲得期成会及び旧日本陸軍白保飛行場旧地主会が連名で旧軍飛行場用地問題に関する研究調査を行う専門委員会の設置と11項目にわたる事項について検証を行ってほしい旨の要請書が提出された。沖縄県はこの検証要請に対し本委員会にその検討を付託した。検証要請事項の内容と本委員会での検討結果は、以下のとおりである。

1. 検証要請事項と検討結果

< 検証要請事項 1 >

戦史によれば、白保飛行場は陸軍航空本部経理部が昭和18年末に建設に着手し、昭和19年5月下旬に第32軍に工事が引き継がれています（防衛庁防衛研究所戦史室著戦史叢書「沖縄・台湾・硫黄島方面陸軍航空作戦」朝雲新聞社、1970年7月出版）。

しかし、登記簿謄本記載の土地売買契約日は昭和19年6月10日となっており、それからすると契約締結前に軍が当該土地を占有し、工事に着手した事は明らかであり、それは権原に基づかない違法行為として無効にならないものかどうか。

< 検討結果 >

売買契約以前に白保飛行場建設に着手しているのが、これが権原に基づかない違法行為として無効にならないかという指摘である。問題の期間の建設工事は、権原がなく違法な行為ではあるが、その違法性は売買契約によって治癒されていると解することができる。もし、かような行為が売買契約に先行してなされていたとしても、売主はこのことに異議をとなえず売買したと解されるのが通常である。なお、戦時中という特殊な事情を鑑みて、その内容は強制収用に近いものだったとしても、嘉手納裁判において最高裁判所の判決が出ており、ここから推測するところ、白保についてもこれを争うのは困難であると推測される。

< 検証要請事項 2 >

陸軍航空本部の飛行場建設の着手が昭和18年末で、その土地代金の支払業務の開始が「通牒」文書にいう昭和19年10月11日とすると、民法の同時履行の原則に反し、また、会計年度からして出納整理期間の規定上、会計規則にも違反します。これら軍の行為は、違法な行政行為として無効にならないのかどうか。

< 検討結果 >

土地代金の支払い業務の開始が飛行場建設着手以降になされているのは、民法の同時履行の原則に反しているとの主張であるが、民法の同時履行の規定は、抗弁権として規定されているので、抗弁がなされてはじめて意味をもってくる。すなわち、買主に対して引渡しを拒絶するために、代金の支払いがないことなどをあげることができるとした規定であ

る。抗弁がなされたにもかかわらず、強制収用がなされたことなどの特別な事情があれば格別、そうでなければ同時履行の抗弁権を用いてこれを争うことは困難である。

会計規則違反については、質問の趣旨が必ずしも明確でないが、支払が遅延したことを意味しているのであれば、売主の損害は軽微と推測され、それ故、契約が無効となるとまではいえない。

< 検証要請事項 3 >

白保飛行場の場合は、第32軍の司令部命令から土地売買契約の締結日まで約2ヶ月の余裕がありますが、沖縄本島の場合は昭和19年4月15日に軍司令部の命令を受けた設営部隊が、飛行場の建設場所を選定し、工事着工したのは5月1日です。

わずか2週間で適切な契約が締結できる訳がなく、沖縄本島の北谷村、西原村、浦添村の飛行場用地の売買に関する関係文書を国が収集できないのは、戦災でそれが消滅したからではなく、そもそもそのような処理が為されなかったからです。

又、関係地主が「通牒」文章にいう国債、定期預金証書等を所持していないのは、同様にそのような処理が為されなかったからに他なりません。

戦史からすると北谷村、西原村、浦添村が所在した本島中部は、10・10空襲後も昭和20年1月と3月に米艦載機数百機による大規模な空襲を受け、県は2月10日には村役場に対して村民の北部地域への疎開命令を出しています。

沖縄本島の三か村は、大浜村とは違い10・10空襲以降は戦場行政となっており戦時業務が優先された筈です。

大浜村のように強制預金させられたのであれば、預金証書は代金に代わる大切なもので、大浜村の地主のように戦後まで所持した筈ですが、西原村、浦添村、北谷村の関係地主はそれを所持しておりません。

それは沖縄本島では10・10空襲後の社会情勢の激変により、土地代金が大浜村のようには処理されていないという事を物語るものです。

石垣島と沖縄本島の10・10空襲以後の社会状況の違いを調査研究の上、これらの事実を明らかにして頂きたい。

< 検討結果 >

沖縄本島における売買に関する関係文書及び国債、定期預金証書等の不在は、適正な処理がなされていないことを推認する大きな根拠になる可能性がある。

10・10空襲以後の役場の業務状況について北谷町役場町史編纂室へのヒアリング及び「北谷町史編集資料第2巻 北谷町民の戦争体験記録集第1集」によると、10・10空襲以降は、北谷村役場も1ヵ所では事務が取れなくなり、村長、助役は某個人宅で指揮をとり、戸籍簿や登記簿等の重要書類は別の某個人宅に隠したり、各課が分散して業務の遂行に当たったこと、昭和20年(1945年)1月頃には北谷村民の避難割当地である羽地村(現名護市)に担当職員3名を派遣し、物資の調達、人家の割当等の業務を行い北谷

村羽地分所となったこと、米軍上陸直前の3月22、3日頃には、朝から夕方まで空襲が続き、壕外に出ることができなく仕事をする余裕がなくなってきたこと等、かなり厳しい状況の中で業務を続けていたとのことである。

本報告書2章で要約引用したところによれば、読谷飛行場や嘉手納飛行場においては「地主たちは事前に知ることもなかった」、「地主の意志を聴取する暇もなく」、「とりあえず地上工作物の補償、民家立退き料を支払う」、「強制的に接收されたよう」という状況であったようである。

しかし、嘉手納裁判控訴審は、「昭和19年当時の緊迫した社会情勢を考慮しても本件土地の売買契約が締結された当時、控訴人（地主）らが意思決定の自由を完全に失った状態で承諾をしたものとは解されない」と判断し、最高裁判所もこれを支持し確定しており、適切な処理がなされなかったという、より強力で直接的な証拠が出てこない限り、土地の取得の効力を争うことは困難であると言わざるを得ない。

ただ、地主の自由な意思に基づかない取得であったという疑いを完全に払拭することはできず、後に述べる沖縄の特殊事情を考慮した上での戦後処理が望まれるところである。

< 検証要請事項 4 >

「通牒」文章には、「臨時資金調整法により国債購入云々」とあるのみで、適用条項は明記されておりません。

しかし、昭和19年3月15日改正された同法には、陸軍省など政府が用地買収する場合は同法第9条の6が適用され、国債購入の強制はできないものと解されます。適用条項に誤りがあり違法な行為と解されないかどうか。

< 検討結果 >

国債購入の強制には「臨時資金調整法第9条の6」の適用がなければならないのに、「通牒」には適用条項が明記されていないから、国債による支払いを強制したことは、適用条項に誤りがあり、違法な行為であるとの主張については、まず、「臨時資金調整法第9条の6」は「臨時資金調整法施行令第9条の6」を指すものと思われる。

確かに同法施行令第9条の6には政府が支払を行うに当っては、買収代金云々と書かれており、国債という言葉がないが、これに先立つ同法施行令第9条の2において、既に土地等の売買代金を得た者に対して、大蔵大臣がこれを国債その他大蔵大臣が指定する有価証券を買い入れることを命ずることができると規定している。それ故、売買代金を国が国債で支払をしたことに実質上の違法はない。

また、用地買収の際の国債購入については、本報告書の第3章第1節で触れられているように、昭和17年（1942年）4月1日に改正された臨時資金調整法第10条の2によるものであり、改正直後の4月8日付で大蔵次官から陸軍次官へ通達された通牒「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方依頼ニ関スル件」に明示されている。

いずれにせよ、適用条項は明記されていないが、これをもってして「通牒」そのものが

無効となるものではない。

< 検証要請事項 5 >

「通牒」の三に「土地の代価は臨時資金調整法により国債購入或は長期据置預金を実施せしめ云々」と、村長に土地代金の現金支給を禁止しています。

それに基づき大浜村の地主は国債購入或いは定期預金を強制され、それが戦後米国民政府の布令等により償還されておりません。

昭和19年当時の大浜村長真玉橋朝珍氏は、軍命で仕方なくそのように処理せざるを得なかったと戦後関係地主に語っています。

このような処理が臨時資金調整法に基づくもので当時合法とは言え、軍が統治行為としてそれを強制した以上、その結果に対して国が責任を負うのは当然のことです。

憲法第29条2項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」との立法趣旨は、正しくこのような戦前の国家権力による私有財産の侵害の反省の上に立ち、それを排除するため設けられた規定と理解します。

軍がこのような方法で取得した土地を国有地というなら、それは不当利得と解されないかどうか。

< 検討結果 >

土地の対価相当分を受け取っていないという地主の主張は十分理解できる。

ただ、当時における軍用地の取得が合法であるというのであれば、その際に、土地の代金として為された支払いが臨時資金調整法施行令第9条の2により、国債によって為されたからといって直ちに売買契約が無効となるものではない。当時は任意の契約であっても、何人たりとも等しく同法施行令第9条の2の適用があり得るのであり、従って後に国債が紙切れ同然となったとしても、これは国民全体が甘受したことであって、旧軍飛行場用地旧地主に限ったことではない。

従って、国債の償還について、旧軍飛行場旧地主に限って不当な扱いを受けたというのならともかく、国債の償還が戦後の日本において、合法・適法に行われている以上、国債の価値が紙切れ同然になったことを理由として、不当利得を主張することはできないものと解するのが適当であろう。

最も、沖縄においては、国債の償還を受ける機会が、事実上20数年遅れた¹。そのことは、本件の解決に際して十分考慮されなければならないが、そのことをもって、直ちに不当利得の主張を正当化することには無理があるといわざるを得ない。

そもそも不当利得とは、法律行為（売買契約等）が無効、取消ないし解除されたときの処理を定めたものである。それゆえ本事案のように、旧地主と国との間の売買契約はいま

¹ 国債の償還については既に時効に達していたが、沖縄に居住する者が所有する国債については、昭和47年（1972年）5月15日から2年間時効完成後の支払がなされた（第5章第1節参照）。

だ合法であり、解除も取消も為されていない状況にあっては不当利得を主張することはできない。

< 検証要請事項 6 >

「通牒」文章の前文に「土地代金は村長を受領代理人として総額の5分の4を前金払いするので、村長から正当な債主に支払うこと、残金は全部の移転登記完了と同時に支払う。」とあります。

白保飛行場の登記簿謄本からして、軍命を遵守した大浜村長は陸軍省への移転登記事務を昭和20年11月12日まで続行していますが、第32軍は昭和20年6月には事実上解体し、6月23日日は降伏調印式が行われております。

従って、昭和20年11月12日²を全部の土地の移転登記完了日と捉えるなら、残金は支払われてなく、土地代金の一部に債務不履行があることは明らかです。

< 検討結果 >

土地代金の一部が不履行であるとの主張は状況証拠ではあるが、高い蓋然性のもとに認定できるものと考えられる。しかし、債務不履行にあたる部分が代金の5分の1に過ぎず、債権者（売主）が国による残代金未払いを理由に売買契約そのものを解除した事実も認められないことから、所有権そのものは国にあって地主に返されることはない。

< 検証要請事項 7 >

嘉手納旧飛行場の訴訟では、原告の土地代金の債務不履行による契約無効の主張に対し、国は土地代金支払の主張をせず、判決は「仮に土地代金が支払われてなくとも、それは契約の成否に影響を与えるものではない。」とし、土地代金支払については流石にその認定はせず、単に形式的な法律論を述べるに止めています。

しかし、旧会計規則は、契約担当官は1口500円を超える物件の売買随意契約の場合、必ず契約金額、履行期限等の必要条件を記した売買契約書を作成しなければ契約は確定しないとされ、契約書の作成が契約の成立要件となっており、売買に関する民法上の規定の特則となっています。

判決は一般的な私人間の、両当事者の意思の合致をもって足りる売買契約を前提としており、旧会計規則の制限を無視した法律適用の重大な誤謬でないかどうか。

< 検討結果 >

嘉手納旧飛行場に関して、売買契約締結を証明する直接の証拠はない。仮に売買契約書

² 沖縄県が実施した平成15年5月22日「旧白保飛行場登記簿調査集計」によると全調査地268筆、80町9反（約80㍏）のうち、終戦前（昭和19年11月15日～20年3月7日）に登記が行われたのは、161筆、57町8反（約57㍏）で、終戦後（昭和20年11月5日～11月24日）に登記が行われたのは107筆、23町2反（約23㍏）である。（添付資料 参照）

が作成されていないとすれば、旧会計規則違反であり、契約そのものが無効となる可能性がある。

しかし、この規定は、国の利益保護の規定であり、それ故相対無効の規定と解され、国以外のものから無効を主張することは許されない。

< 検証要請事項 8 >

戦後、米国民政府は西原村、浦添村の飛行場跡地は旧地主に所有権を認め、北谷村のみを国有地と認定していますが、それは確たる根拠に基づくものではなく、戦後の混乱期の昭和26年に主に伝聞に基づきずさんな方法で、然もこれらの飛行場跡地が米軍基地として必要か否かにより判断し認定したものです。

そして復帰後、国は米国民政府のそのような措置を追認しておりますが、訴訟では西原村、浦添村の飛行場跡地も本来国有地であると主張しています。

そうであれば米国民政府の措置を追認せずそれに異議を唱え、嘉手納旧飛行場の訴訟に応訴したように、西原村等の関係地主を相手に訴訟提起をし、国有地としての権利回復を図るのが公平な行政行為であり、国有地管理者としての国の義務であります。

このような不作為は国有地の管理義務に反していないかどうか。

< 検討結果 >

旧軍飛行場用地の処理は、確かに一貫性を欠いている。国は嘉手納裁判において西原飛行場・浦添飛行場跡地を国有地であると主張しているが、地主会の指摘どおり国に所有権回復の手続きを求めることは、本委員会に付託された本問題の解決に結びつくどころか、むしろ混乱をきたすものと考えられる。

< 検証要請事項 9 >

昭和19年に同じく第32軍により建設された宮古島の陸軍飛行場用地について、昭和39年に厚生省援護局長は「軍が地主に対して戦争が終われば土地は旧地主に払い下げることを口約したことは事実である。」と認定しています。

これは第32軍の高級参謀の証言を基に認定したもので、それからしてそれは第32軍の基本方針だったと推定され、第32軍によって昭和19年に建設された6カ村の飛行場用地にも当てはまるものと思われま。

この認定書は行政的に政府の公式見解として、政府に対し拘束力がないかどうか。

< 検討結果 >

認定書そのものは、政府を拘束するものとは認められない。厚生省援護局長の文書それのみによって、政府の公式見解となるものではない。特にこれが、国の所有権に関わるものであり、将来の処分についての基本的方針や過去における国の方針について、これを認定するような権原が、厚生省援護局にはないものと解されるからである。

しかし、軍関係者が地主に対し戦争終了後の払い下げを口約し、用地取得を行ったという事実は認められており、国に対して何等かの措置を求める根拠となり得ると考えられる。

< 検証要請事項 10 >

昭和19年に建設された沖縄本島3カ村の旧軍飛行場は、一方は旧地主に所有権を認め、他方は認めず、また、中飛行場では滑走路部分は国有地となり、付属施設用地は旧地主に所有権を認めています。

又、白保飛行場の総面積270,644坪(284筆)のうち107,644坪(149筆)は旧地主に返還されています³。

伊江島の飛行場においてはその一部は県有地⁴となっています。

更に、軍は昭和19年夏頃に沖縄本島に石嶺秘匿飛行場(陸軍)及び与根秘匿飛行場(海軍)を建設し、昭和20年に石垣島に宮良秘匿飛行場(陸軍)を建設していますが、それらは国有地とはなっていません。

旧軍飛行場のこのような取扱いの差異の理由及びその妥当性を国に求めて頂きたい。

< 検討結果 >

旧軍飛行場跡地の処理が一貫性を欠くことは事実であり、沖縄の特殊事情となっている。その点を踏まえた戦後処理が必要であることは本報告書も主張するところである。

< 検証要請事項 11 >

本土では弁済期が昭和20年8月15日以前の政府に対する求償権に対し、その補償を目的に戦時補償特別措置法を制定しています。

しかし、当時は国家財政が危機に瀕していたため補償とは名ばかりで、実際は戦時補償請求権に基づく請求に対し、同額の戦時補償特別税を課し、相殺する手法で国の債務処理を図ることが目的だったようであります。

しかし、土地については同法60条1項で「国に対して土地を譲渡し、その対価の請求権について戦時補償特別税を課せられたときは、国はこの法律施行の際、現に当該土地を有する場合に限り、旧所有者の請求により当該土地を現状において、これらの者に対し譲渡しなければならない。」と規定し、第3項で「土地の譲渡を受けようとする者は、当該土地の対価の価格に相当する金額からその対価の請求権に課された戦時補償特別税を控除した金額に相当する対価を国に支払はなければならない。」と現実的な処理を行っています。

同法第60条は、土地代金の未払いがあれば旧地主に土地を無償譲渡しなければならないと規定したものと解釈します。

³ 白保飛行場の総面積は、192,740坪(96筆)で、そのうちの29,760坪(27筆)が旧地主に返還された。(昭和53年沖縄県「旧日本軍接收用地調査報告書」)

⁴ 正しくは所有者不明地で沖縄県が管理している土地。

しかし、本県は当時の施政権の関係で、勅令第492号⁵により同法施行の除外地域となつています。そこで次のことについて検証をお願いします。

(1) 憲法第10条の判例から、本県が県としての法的地位を、また県民が日本国籍を失ったのは昭和27年の平和条約締結によるもので、特別措置法施行時、更には新憲法制定後もその地位を有しており、新憲法に規定する諸権利を享受する権利があったものと解釈します。

憲法第98条に関する判例に「旧憲法下の法律は、その内容が新憲法の条項に反しない限り、新憲法施行後も効力を有す。」或いは「憲法に違反する限度においてその全部または一部が効力を有しないことを規定したものである。」とあります。

そこで本県を特別措置法施行の除外地域とする勅令は、憲法第95条「一地方公共団体に適用される特別法は地方公共団体の住民投票を要する。」に反し、また、県民に対する不平等な取扱いにより憲法第14条に違反し無効とはならないかどうか。

(2) 憲法上、勅令が無効となれば県民の特別措置法に基づく請求権は何らかのかたちで救済されるべきではないかどうか。

(3) 北谷村及び大浜村の旧軍飛行場の土地代金処理に合理性がなく、実質的に不履行ということになれば、同時別法に類似する立法をし、救済されるべきではないかどうか。

< 検討結果 >

(1) 戦時補償特別措置法の除外地域とする勅令は憲法第14条に反しないかどうかについては、戦時補償特別措置法は昭和21年10月19日施行、日本国憲法は昭和21年11月3日成立、昭和22年5月3日施行されている。したがって戦時補償特別措置法は旧憲法下の法律であり、これにともなって発せられた勅令第496号⁵もまた旧憲法下の勅令である。それゆえ旧憲法下の勅令は新憲法のもとでその効力が無効にならないか、ということが問題となるが、その内容が新憲法の条項に反しない限り、有効であると解される。

それでは本勅令は新憲法第95条の特別法に当たらないかという点であるが、これは当たらないものと解される。確かに第95条は、形式的には一地方公共団体にのみ適用される特別法は、その地方公共団体の住民投票による同意を要件としてのみ国会が制定できるとしているが、これは今後国会が制定しようとする法律を対象とするものであり、当該勅令はこれに当たらない。

ところで、戦時補償特別措置法第60条第1項の問題であるが、この法は「国に対して土地を譲渡し、戦時補償特別税を課せられたときは、国はこの法律施行の際、現に当該土地を有する場合に限り、旧所有者の請求により当該土地を現状において、これらの者に対し譲渡しなければならない。」という規定であって、沖縄における旧軍飛行場用地の譲渡においては、戦時補償特別税が課せられたという事実はない。それゆ

⁵ 昭和21年勅令第496号(戦時補償特別措置法の施行期日等を定める勅令)

えに、第60条第1項の事案ではない。

- (2) 憲法上勅令が無効ということではなく、また特別措置法に基づく旧地主の請求権も発生していない。
- (3) 旧地主が土地の代価の支払いを受けていないという主張については、理解できる部分もあるが、北谷村及び大浜村の旧軍飛行場の土地代金の処理は、戦時補償特別措置法第60条による事例ではなく、それ故、類似の特別措置法の必要性が生ずるとはいえない。

2. 検証要請に係わるコメント

両地主会からの11項目にわたる検証要請を精査してきたが、その主張は一貫して国の土地の取得方法が違法・無効なものではなかったかということに尽きる。確かに若干の微細な規定違反、違法行為と取られるような手続での土地取得が認められなくもないが、残念ながらこれらの主張をもってして、所有権移転そのものが全部無効であるというには無理がある。

ただ、明文の規定があるわけではないが、旧軍飛行場用地はその取得目的を終了しているので、旧地主に有償で売却されるのが本来のあり方であると考えられなくもない。なぜなら、その取得方法は、確かに任意の売買契約の形式をとっているが、当時の状況を鑑みると、全てが民法上の任意の経済取引とは認めがたく、限りなく強制収用に近いものもあった可能性があり、そうであったとすれば実質的に土地収用法上の収用と同視できるからである。

土地収用法には、「起業者は、土地を使用する場合において、その期間が満了したとき、又は事業の廃止、変更その他の事由に因って使用する必要がなくなったときは、遅滞なく、その土地を土地所有者又はその継承人に返還しなければならない。(第105条)とある。

また、昭和46年1月20日最高裁判所大法廷判決で、自作農創設特別措置法で収用された農地の収用目的が消滅したときは、「被収用者にこれを回復する権利を保障する措置を取ることが立法政策上当を得たもの」と判示されている。

ただし、土地収用法の「返還」であれ、最高裁判所の「回復する権利」であれ、旧所有者の買戻権・優先的返還請求権の行使により無償ではなく有償で、しかも売却した当時の価格で行われるのではなく、返還時、権利回復時の時価で行われる。この点についても平成1年12月21日大阪地方裁判所で、旧国鉄のために収用された土地返還の際の買受代金増額確認請求事件で判示されている。

問題は、地主会がこうした返還を請求するには、任意の売買を認めた嘉手納裁判を覆す確固たる強制収用の事実を訴訟において立証しなければならないことである。

「法の理念」としてはともかく、法の明文の規定なくして、当時の収用を強制収用と認定することはできず、その証明は本来、返還を請求する当事者の証明責任に属するものということになる。

その証明が極めて困難であることが明らかになった現段階においては、次のようにいわざるを得ないであろう。

旧軍飛行場用地問題について、沖縄県民は費用も時間も大量に消費しつつ「真実発見による正義の実現」を追及してきたが、これ以上の成果が期待できない今日、現実的解決こそが当事者にとっても、県民全体にとっても有用・有益であることが強調されなければならないであろう。